

4 助成制度のご案内

ポルトの「巨木」

■ 白老町の助成制度（白老町企業等立地促進条例）

助成の対象業種等	条件（各項目いずれにも該当）	助成額	助成限度額	
■工場	1. 固定資産税課税標準額（土地除く） 2. 常時雇用者増	3,000万円以上 5人以上	固定資産税相当額5年間 1人当たり30万円	1億円 3,000万円
■リサイクル工場	1. 固定資産税課税標準額（土地除く） 2. 常時雇用者増	3,000万円以上 3人以上	固定資産税相当額5年間 1人当たり30万円	1億円 3,000万円
■物流保管施設	1. 固定資産税課税標準額（土地除く） 2. 常時雇用者増	3,000万円以上 3人以上	固定資産税相当額5年間 1人当たり30万円	1億円 3,000万円
■試験研究施設	1. 固定資産税課税標準額（土地除く） 2. 常時雇用者増	3,000万円以上 5人以上	固定資産税相当額5年間 1人当たり30万円	1億円 3,000万円
■特定事業所等 （※産業支援サービス業）	2. 常時雇用者増	5人以上	1人当たり30万円	3,000万円
■土地提供者	事業用地を提供した者		土地の譲渡所得税相当額	

※産業支援サービス業
1 専門サービス業
 ①機械修理業②デザイン業
 ③機械設計業など
2 情報サービス業
 ①ソフトウェア業②情報処理サービス業③情報提供サービス業など
3 情報通信関連産業
 ①システムインテグレーション事業
 ②アプリケーション・サービスプロバイダ事業③データセンター事業④デジタルコンテンツ事業など

■ 申請・手続きの流れ

助成の種類	■事業場施設設置助成	■雇用助成	■土地提供助成
① 指定の申請	【提出期限】 工事着手の30日前まで 「事業場指定申請書」（様式第1号）に「事業場新設（増設）事業計画書」（様式第6号）を添付し提出 ※中古物件の場合は取得の日（増改築工事を伴うものは工事着手の日）の30日前まで		【提出期限】 工事着手の30日前まで 「土地提供者指定申請書」（様式第1号）に「事業場新設（増設）事業計画書」（様式第6号）を添付し提出
② 指定の通知	白老町長から 「事業場指定書」（様式第2号）を交付		白老町長から 「土地提供者指定書」（様式第2号）を交付
③ 工事の着手	【提出期限】 工事着手後30日以内 「事業場新設（増設）工事着手届」（様式第10号）を提出 ※中古物件の場合は取得の日（増改築工事を伴うものは工事着手の日）から30日以内		
④ 工事の完成	【提出期限】 工事完成の日から30日以内 「事業場新設（増設）工事完成届」（様式第11号）を提出 ※中古物件で増改築工事を伴うものは工事完成の日から30日以内		
⑤ 操業開始	【提出期限】 操業開始の日から30日以内 「操業開始届」（様式第12号）を提出		
⑥ 助成金交付申請	【提出期限】 固定資産税が確定した日（その年度の固定資産税の納税が完納した日）以後30日以内 「事業場助成金交付申請書」（様式第3号）を提出		【提出期限】 土地売買契約締結後30日以内 「土地提供者助成金交付申請書」（様式第4号）を提出
⑦ 助成金交付決定	白老町長から 「助成金交付決定書」（様式第5号）を交付		

■ 固定資産税の課税の特例（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）

過疎地域に指定されている白老町では、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業を対象として「白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例」により、一定要件を満たす固定資産税について、3ヵ年分の課税免除を行っています。

適用期限	令和6年3月31日			
対象業種	製造業、旅館業（下宿業を除く）、農林水産物等販売業、情報サービス業等			
免除要件	・青色申告書を提出する個人又は法人 ・租税特別措置法第12条第3項の表第1号又は第45条第3項の表第1号の規定の適用を受ける設備 ・取得価格の合計額が500万円以上の事業用資産の取得等をした場合			
取得価格	対象業種	事業者の資本金規模		
		5,000万円以下（個人含む）	5,000万円超1億円以下 1億円超	
	製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業 情報サービス業等		500万円以上	
課税免除対象期間	新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分			
課税免除の対象となる資産	家屋	建物及び附属設備のうち、直接事業の用に供されている部分		
	償却資産	機械及び装置のうち、直接事業の用に供されているもの		
	土地	取得後1年以内に当該家屋の建設に着手した敷地で直接事業の用に供されている部分		

※資本金の額が5,000万円を超えてある法人は新設、増設のみ対象
 ※土地取得のみの費用は対象に含まれない

■ 国の助成措置（企業立地促進法）

白老町は「企業立地促進法」に基づき【道央中核地域】【室蘭・登別・伊達・白老地域】の2つの地域の基本計画について国の同意を得ていることから、下記指定業種に該当する事業者が、工場の新増設に係る計画内容をまとめた「企業立地計画」や事業の高度化を図る「事業高度化計画」について、北海道知事の承認を得て工場等の新設や設備の取得を行った場合に、税制上の優遇措置などを受けることができます。

◇指定業種【道央中核地域】自動車関連産業、機械金属関連産業、医薬品・バイオ関連産業、情報関連産業
 【室蘭・登別・伊達・白老地域】環境関連産業、エネルギー関連産業、食品加工関連産業

● 主な支援メニュー ●

地方税の優遇措置 …… 不動産取得税（道税）：課税免除（土地・建物）
 …… 固定資産税（町税）：3ヵ年課税免除（土地・家屋・建物附属設備）
 低利融資制度 …… 日本政策金融公庫による低利融資
 中小企業信用保険法の特例 …… 一般保証と別枠で「地域産業集積関連保証」を受けることができます。

■ 北海道の助成制度概要（北海道産業振興条例）

令和5年4月1日現在

類型	分野	対象業種（事業）	対象地域	補助要件 ①投資額 ②雇用増	新設 増設	助成内容				
						助成額	限度額	通算限度額		
成長産業分野	I	自動車関連製造業	全道（札幌市を除く） （植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする（札幌市を除く））	①5億円以上 ②20人以上	新設	投資額の10%	15億円	20億円 同一企業につき		
		宇宙・航空機関連製造業			増設	投資額の5%	5億円			
		高機能素材・複合材料関連製造業			新設	投資額の10%	10億円			
		電気・電子機器製造業				投資額の5%	3億円			
		医薬品製造業				投資額の5%	1億円			
		食関連産業				投資額の2.5%	5千万円			
		植物工場			増設	投資額の5%	5千万円			
		新エネルギー関連製造業				投資額の5%	5千万円			
		新エネルギー供給業 ※市町村支援対象のみ			新設	①10億円以上 ②1人以上	投資額の5%		1億円	1億5千万円 同一企業につき
		データセンター事業				増設	（一般型）①10億円以上 ②5人以上 （環境配慮型）①20億円以上 ②5人以上		投資額の10%	3億円（一般型） 5億円（環境配慮型）
基礎技術産業	全道（札幌市を除く）	①2,500万円以上 ②5人以上	新設	投資額の10%	3億円		13億円 同一企業につき			
			増設	投資額の5%	3億円					
本社機能移転事業	（設備投資） （賃借）	全道	①1億円以上 ②20人以上	新設	投資額の10%	1億円	—			
				新設	1年間の賃料の1/2×3年間 （札幌市は1年間）	1千万円/年		—		
発展基盤施策分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種に限る	全道	①10億円以上 ②研究員5人以上	新設	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき			
				増設	投資額の5%	3億円				
高度物流関連事業 ※成長産業分野に関連する業種に限る	全道（札幌市を除く）	①20億円以上 ②20人以上	①20億円以上 ②20人以上	新設	投資額の10%	5億円	6.5億円 同一企業につき			
				増設	投資額の5%	1.5億円				
市町村連携促進分野	II	※市町村が行う立地助成措置の対象であること	特別対策地域 白老町=特別対策地域に該当	①2,500万円以上 ②5人以上	新設 増設	投資額の4% 雇用増1人あたり50万円 （雇用増が6人以上の場合 6人目から支給）	1億円 5千万円	投資助成 3億円 同一企業につき		
		うち特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地域が重複する地域	①2,500万円以上 ②5人以上	新設	投資額の8% 雇用増1人あたり50万円 （雇用増が6人以上の場合 6人目から支給）	1億円 5千万円				
		地域未来投資促進法適用地域	①2,500万円以上 ②5人以上	新設	投資額の4% 雇用増1人あたり50万円 （雇用増が6人以上の場合 6人目から支給）	1億円 5千万円				
		工業団地（札幌市を除く） （製造業又は植物工場に限る） （植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする（札幌市を除く））	①5,000万円以上 ②5人以上	新設 増設	投資額の8% 投資額の4%	1億円				

※業種については日本標準産業分類による

※新設とは、次の各号のいずれかに該当するもの

- 道内に工場等を有していない者が新たに道内に工場等を設置すること
- 既に道内に工場等を有する者が、新たに日本標準産業分類の中分類を異にする業種に係る工場等を設置すること

※増設とは、既に道内に工場等を有する者が製造の能力等の増加を伴う工場等を設置することで、新設以外のもの